

岐阜大学学章使用細則

平成18年2月16日

岐阜大学規則第7号

(趣旨)

第1条 この細則は、岐阜大学学章規則第4条の規定に基づき、岐阜大学（以下「本学」という。）の学章の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 本学の役員、職員及び学生が学章を使用する場合は、品位と尊厳を損なわないよう配慮しなければならない。

(学外者の使用許可)

第3条 前条以外の者が学章を使用しようとする場合は、別紙様式による使用許可願を学長に提出し、許可を得るものとする。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学章の使用を許可しないものとする。

- 一 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つける恐れがあるとき。
- 二 その他学章の使用が適当と認められないとき。

(使用許可の取り消し)

第4条 学長は、前条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、学章の使用の許可を取り消し又は使用の許可を停止させることができる。

(事務)

第5条 学章の使用に関する事務は、総合企画部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

岐阜大学長 殿

使用者住所

使用者氏名

印

岐阜大学学章使用許可願

下記により岐阜大学の学章を使用したいので許可願います。

記

使用図案	別紙のとおり
使用目的	
備考	

岐阜大学学章使用許可書

使用図案	
使用目的	
使用許可条件	
備考	
上記により岐阜大学学章の使用を許可する。 平成 年 月 日 殿 岐阜大学長 印	